

[検討事項] □会議における質問方式

※検討事項「一問一答方式の原則」項目名を修正

1. 考え方について

- ①市長提出議案に対する質疑と一般事務に関する一般質問とは通常一括して行う。
- ②3月定例会及び改選後（市議選・市長選）の初定例会には、代表質問を行う。
- ③代表質問は総括質問方式で行い、一般質問、関連質問、議案質疑は一問一答方式で行う。

2. 福島市議会の状況

□先例 122 市長提出議案に対する質疑と一般事務に関する一般質問とは通常一括して行う。3月定例会及び改選後（市議選・市長選）の初定例会には、代表質問を行うことを例とする。代表質問は総括質問方式で行い、一般質問、関連質問、議案質疑は一問一答方式で行う。

※一問一答方式の導入／一般質問：平成 16 年 3 月 15 日導入、議案質疑：平成 18 年 8 月 10 日議運申合せ

□質問方法について ※先例 174（注）質問について(9)質問方法について～一部抜粋

- ①一般質問は通告した細目ごとの一問一答方式で行い、関連質問は対象となる『先の質問者の質問細目あるいは当該質問細目に対する答弁内容』ごとの一問一答方式で行う。
- ②一つの通告細目に対する二回目以降の質問及び関連質問の範囲は、直前の答弁の内容に限定される。
- ③一つの質問に対して複数の答弁がある場合、当該答弁に対する次の質問について複数の答弁全体をまとめて質問するか、複数の答弁のうちの特定の答弁を抜き出して質問するかは、質問者が選択する。ただし、特定の答弁を抜き出して質問した場合は、残りの答弁に対する質問は以後できないものとする。
- ④質問者からの答弁者の指定に対し執行機関は拘束されないものとする。

※質疑については、一般質問の申合わせを準用する。

3. 参考条文、参考事例等

○上越市 第 17 条（会議における質疑応答）

1 議会審議における質疑応答等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。

○伊賀市 第 8 条（議員と市長等執行機関の関係）

議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

○四日市市 第 12 条（質問）

議員は、本会議において、代表質問、一般質問、関連質問及び緊急質問を行うことができる。

- 2 議員は、代表質問、一般質問及び緊急質問を行う場合においては、質問事項を議長に通告しなければならない。
- 3 議員は、質問を行う場合においては、市政における論点及び争点を明確にするために、対面による一問一答方式等で行うことができる。
- 4 その他質問に関し必要な事項は、別に定める。